

厚木市職員の給与に関する条例等の一部改正について

令和6年8月8日に人事院勧告がなされ、国家公務員の給与改定が行われる予定であることから、本市職員の給与改定等を行うため、厚木市職員の給与に関する条例等の一部改正を行うものです。

なお、地方公務員の給与については、地方公務員法の規定により、国家公務員の給与等を考慮して定めることとなっています。

1 厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

(1) 改定の内容

ア 給料月額の上上げ（給料表の上上げ）

対象となる職員の上上げ率：平均3.09%（給料月額で平均10,038円の増）

（ア）行政職（1）：平均3.01%の上上げ（給料月額で平均9,767円の増）

（イ）行政職（2）：平均1.16%の上上げ（給料月額で平均4,165円の増）

（ウ）消防職：平均4.10%の上上げ（給料月額で平均13,042円の増）

※ 給料月額の上上げ額（行政職（1）大卒採用のモデル給与の場合）

① 初任給：29,300円の上上げ

② 20歳台：17,400円から29,300円までの間の上上げ

③ 30歳台：5,900円から17,400円までの間の上上げ

④ 40歳台：4,200円から5,900円までの間の上上げ

⑤ 50歳台：4,200円から4,800円までの間の上上げ

※ 給料月額の上上げ額（参考）

① 行政職（1）再任用職員：3,300円から3,800円までの間の上上げ
（週5勤務の場合）

② 特定任期付職員：13,000円の上上げ

イ 期末勤勉手当の上上げ

年間支給月数 4.50月 → 4.60月（0.10月上上げ）※一般職の場合

（ア）令和6年度について

6月期：期末手当1.225月（支給済み）

勤勉手当1.025月（支給済み）

12月期：期末手当1.225月から1.275月に上上げ（0.05月上上げ）

勤勉手当1.025月から1.075月に上上げ（0.05月上上げ）

年間の支給月数：4.50 月から 4.60 月に引上げ（0.10 月引上げ）

（イ）令和 7 年度以降について

6 月期：期末手当 1.225 月から 1.25 月に引上げ（0.025 月引上げ）

勤勉手当 1.025 月から 1.05 月に引上げ（0.025 月引上げ）

12 月期：期末手当 1.275 月から 1.25 月に引下げ（0.025 月引下げ）

勤勉手当 1.075 月から 1.05 月に引下げ（0.025 月引下げ）

年間の支給月数：4.60 月

（2）一般職の場合

年間 4.50 月 → 4.60 月（0.10 月引上げ）

※ 一般職員数 1,417 人（令和 6 年 6 月 1 日現在、一般会計ベース）

※ 期末勤勉手当引上げに伴う影響額（給料月額引上げに伴う影響額含む）

・一般職員 約 93,826 円の増

ア 現行の支給月数

年 度	手 当	6 月期	12 月期	年 間
令和 6 年度	期末手当	1.225 月	1.225 月	2.45 月
	勤勉手当	1.025 月	1.025 月	2.05 月
	合 計	2.25 月	2.25 月	4.50 月

イ 改定後

年 度	手 当	6 月期	12 月期	年 間
令和 6 年度	期末手当	1.225 月	1.275 月	2.50 月
	勤勉手当	1.025 月	1.075 月	2.10 月
	合 計	2.25 月	2.35 月	4.60 月

年 度	手 当	6 月期	12 月期	年 間
令和 7 年度以降	期末手当	1.25 月	1.25 月	2.50 月
	勤勉手当	1.05 月	1.05 月	2.10 月
	合 計	2.30 月	2.30 月	4.60 月

(3) 再任用職員の場合

年間 2.35 月 → 2.40 月 (0.05 月引上げ)

※ 再任用職員数 116 人 (令和6年6月1日現在、一般会計ベース)

※ 期末勤勉手当引上げに伴う影響額 (給料月額引上げに伴う影響額含む)

・再任用職員 約 18,327 円の増

ア 現行の支給月数

年 度	手 当	6 月期	12 月期	年 間
令和6年度	期末手当	0.6875 月	0.6875 月	1.375 月
	勤勉手当	0.4875 月	0.4875 月	0.975 月
	合 計	1.175 月	1.175 月	2.35 月

イ 改定後

年 度	手 当	6 月期	12 月期	年 間
令和6年度	期末手当	0.6875 月	0.7125 月	1.40 月
	勤勉手当	0.4875 月	0.5125 月	1.00 月
	合 計	1.175 月	1.225 月	2.40 月

年 度	手 当	6 月期	12 月期	年 間
令和7年度以降	期末手当	0.70 月	0.70 月	1.40 月
	勤勉手当	0.50 月	0.50 月	1.00 月
	合 計	1.20 月	1.20 月	2.40 月

(4) 特定任期付職員の場合

年間 3.40 月 → 3.45 月 (0.05 月引上げ)

※ 特定任期付職員数 1 人 (令和6年6月1日現在、一般会計ベース)

※ 期末手当引上げに伴う影響額 (給料月額引上げに伴う影響額含む)

・特定任期付職員 82,415 円の増

ア 現行の支給月数

年 度	手 当	6 月期	12 月期	年 間
令和6年度	期末手当	1.70 月	1.70 月	3.40 月

イ 改定後

年 度	手 当	6 月期	12 月期	年 間
令和6年度	期末手当	1.70 月	1.75 月	3.45 月

年 度	手 当	6 月期	12 月期	年 間
令和7年度以降	期末手当	1.70 月	1.75 月	3.45 月

※ 令和7年度より勤勉手当の支給を開始予定。国による法改正の方向性が示された後に条例改正を検討する。

(5) 給与改定の実施時期

施行日：改正条例の公布日及び令和7年4月1日の2段階施行

(特定任期付職員は除く)

2 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

(1) 期末手当の引上げ

年間支給月数 常勤特別職職員 4.25月 → 4.35月
 病院事業管理者 4.25月 → 4.35月

ア 令和6年度について

6月期：期末手当 2.125月（支給済み）
 12月期：期末手当 2.125月から 2.225月に引上げ（0.10月引上げ）
 年間の支給月数：4.25月から 4.35月に引上げ（0.10月引上げ）

イ 令和7年度以降について

6月期：期末手当 2.125月から 2.175月に引上げ（0.05月引上げ）
 12月期：期末手当 2.225月から 2.175月に引下げ（0.05月引下げ）
 年間の支給月数：4.35月

(2) 常勤特別職職員の場合

年間 4.25月 → 4.35月（0.10月引上げ）

※ 常勤特別職数 4人

※ 期末手当引上げに伴う影響額

- ・市長 126,456円の増
- ・副市長 102,960円の増
- ・教育長 93,192円の増

ア 現行の支給月数

年 度	手 当	6月期	12月期	年 間
令和6年度	期末手当	2.125月	2.125月	4.25月

イ 改定後

年 度	手 当	6月期	12月期	年 間
令和6年度	期末手当	2.125月	2.225月	4.35月

年 度	手 当	6月期	12月期	年 間
令和7年度以降	期末手当	2.175月	2.175月	4.35月

(3) 病院事業管理者の場合

年間 4.25 月 → 4.35 月 (0.10 月引上げ)

※ 病院事業管理者数 1 人

※ 期末手当引上げに伴う影響額

・病院事業管理者 96,360 円の増

ア 現行の支給月数

年 度	手 当	6 月期	12 月期	年 間
令和 6 年度	期末手当	2.125 月	2.125 月	4.25 月

イ 改定後

年 度	手 当	6 月期	12 月期	年 間
令和 6 年度	期末手当	2.125 月	2.225 月	4.35 月

年 度	手 当	6 月期	12 月期	年 間
令和 7 年度以降	期末手当	2.175 月	2.175 月	4.35 月

(4) 改定の実施時期

施行日：改正条例の公布日及び令和 7 年 4 月 1 日の 2 段階施行

3 厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

(1) 期末手当の引上げ

年間支給月数 議長、副議長及び議員 4.25 月 → 4.35 月

ア 令和6年度について

6月期：期末手当 2.125 月（支給済み）

12月期：期末手当 2.125 月から 2.225 月に引上げ（0.10 月引上げ）

年間の支給月数：4.25 月から 4.35 月に引上げ（0.10 月引上げ）

イ 令和7年度以降について

6月期：期末手当 2.125 月から 2.175 月に引上げ（0.05 月引上げ）

12月期：期末手当 2.225 月から 2.175 月に引下げ（0.05 月引下げ）

年間の支給月数：4.35 月

(2) 議員の場合

年間 4.25 月 → 4.35 月（0.10 月引上げ）

※ 議員数 28 人

※ 引上げに伴う影響額

- ・議長 67,920 円の増
- ・副議長 58,800 円の増
- ・議員 54,240 円の増

ア 現行の支給月数

年 度	手 当	6月期	12月期	年 間
令和6年度	期末手当	2.125 月	2.125 月	4.25 月

イ 改定後

年 度	手 当	6月期	12月期	年 間
令和6年度	期末手当	2.125 月	2.225 月	4.35 月

年 度	手 当	6月期	12月期	年 間
令和7年度以降	期末手当	2.175 月	2.175 月	4.35 月

(3) 改定の実施時期

施行日：改正条例の公布日及び令和7年4月1日の2段階施行

給与改定に伴う職員給与費等の12月期補正予算について

1 12月期補正予算額について

給与改定に伴う職員給与費等の12月補正予算額は、一般会計ベースで、約539,403千円、正規職員1人当たりでは約251,900円となります。

特別会計、企業会計及び議員の給与改定も含めた年間影響額は、約811,168千円となります。

【一般会計】12月期補正予算増額内訳

会計区分	項 目	年間影響額
一般会計	正規職員	387,422千円
	会計年度任用職員	151,981千円
合 計		539,403千円

※ 正規職員数 1,538人（令和6年4月1日現在）

内訳：特別職（4人）、一般職（1,417人）、再任用職員（116人）、
特定任期付職員（1人）

※ 会計年度任用職員は一部のみ対象 延べ約1,345人

内訳：給料・報酬（約545人）、期末勤勉手当（約800人）

【特別会計】

会計区分		項 目	年間影響額
特別会計	後期高齢者医療事業	正規職員	1, 9 0 8 千円
		会計年度任用職員	1, 7 7 1 千円
	国民健康保険事業	正規職員	5, 8 8 3 千円
		会計年度任用職員	2, 8 5 6 千円
	介護保険事業	正規職員	4, 8 9 8 千円
		会計年度任用職員	4, 2 3 3 千円
合 計			2 1, 5 4 9 千円

【企業会計】

会計区分		項 目	年間影響額
企業会計	公共下水道事業	正規職員	6,655千円
		会計年度任用職員	177,811千円
	病院事業	会計年度任用職員	64,213千円
合 計			248,679千円

【議員】

区分	項 目		年間影響額
一般会計	議員	期末手当	1,537千円
合 計			1,537千円

※議員数 28人（令和6年4月1日現在）

総 合 計			811,168千円
-------	--	--	-----------